

社会福祉法人白鳩会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 白鳩会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬及び手当を支給しない。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

（報酬等の支給方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（端数の処理）

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第8条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表4に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- （3）非常勤役員等の現住所が近畿2府4県の場合の交通費は報酬に包含する。現住所が近畿2府4県以外の場合は旅費規程に基づき交通費を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月30日より施行する

附則 この規程は、令和元年6月21日より施行する

別表4

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

監事

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

苦情解決第三者委員

	報酬の額
評議員会、理事会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円